

講師

弁護士小松哲也氏

三谷法律事務所

中央大学法学部、同大学法科大学院卒業。
司法研修所(実務修習地:鳥取)を経て、平成
21年12月に弁護士登録。
鳥取県弁護士会所属。
日弁連子どもの権利委員会委員。
鳥取県弁護士会子どもの権利委員会委員長。

2018

参加無料

7月1日(日)

受付13:00~13:30

13:30~15:00

新日本海新聞社
中部本社ホール

〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地
TEL 0858(26)8340

近代化にともない社会が複雑化していくにつれて、子どもたちが一人前の大人として社会に生きられるのが、どんどん遅くなってきました(モラトリアムの長期化と若者の未成熟化・非社会化の傾向)。そんな中、2018年3月13日に、政府は成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案を閣議決定し、2022年4月1日の施行をめざしています。また、少年法の適用年齢引き下げを中心とした保護主義から厳罰主義への流れは加速しており、子どもたちが生きる環境は、ますます厳しくなってきました。

本企画では、子どもの養育を取り巻く環境が、現在どのような状況なのか？今後どのような動きがあるのか？そのことが子どもの養育にどう影響するのか？を法律的観点でとらえることを目的とします。

日頃、様々な形で子どもを支援している皆さまのご参加をお待ちしています！

【日程】

13:00~13:30	13:30~15:00	15:10~
受付	記念講演	総会(所員のみ)

鳥取養育研究所 事務局(藤野謙一・清水)

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町5-417

(鳥取こども学園内)

☎050(3532)8127 FAX0857(23)0242

Mail youken@youken.info URL <http://youken.info>



法改正は本当に
子どもを守つていけるのか？
『十八歳成人』年齢引き下げ問題を中心に